

資料3

業務プロセス・情報システム標準化の背景・目的

1. 業務プロセス・情報システム標準化の基本的考え方

背景

- 地方公共団体の情報システムは、これまで各自治体が独自に構築・発展させてきた結果、その発注・維持管理や制度改正対応などについて各自治体が個別に対応してきており、人的・財政的負担が生じている。自治体の情報システムについて標準化・共同化を推進し、自治体行政のデジタル化に向けた基盤を整備していく必要がある。
- 「デジタル・ガバメント実行計画」（令和2年12月25日閣議決定）において、基幹17業務について業務プロセス・情報システムの標準化を進めることとされた。国民年金業務は基幹17業務の中の第2グループとされ、令和4年夏までに標準仕様書を作成することとされている。
- 令和3年5月に「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」が成立し(令和3年9月施行)、地方公共団体が標準化対象事務（国民年金も含まれる予定）の処理に利用する情報システムは、基準に適合することが必要となった。

各主体のメリット

- 地方自治体：限られた人材のなか専門的な知識・ノウハウを共有することで、システム調達や法令改正対応等の業務及び調整に係るコストが減少し、他の業務に人材を充当できる。また、財政面では、カスタマイズ抑制、システム共同化による割り勘効果を生むことで、導入・維持管理費用を削減する。
- システム事業者：個別のカスタマイズ要望が減ることによりその対応に係る負担が減少し、人口減少下で希少化するシステムエンジニアの人員を他の分野に投入し、創意工夫による競争が可能となる。
- 住民：地方自治体ごとに異なる様式やプロセスが統一的に実施されることで、手続の簡素化や合理化が実現する。

効果

- 地方自治体のシステム調達において標準仕様を活用することで、調達プロセス自体を大幅に効率化する。
- 標準仕様を活用した調達により、カスタマイズの抑制と維持管理コストの削減を図る。また、事業者間での円滑なシステム更改も可能とする。
- カスタマイズ抑制により、ガバメントクラウド（Gov-Cloud）の推進を図る。

2. 国民年金業務における業務プロセス・情報システム標準化の基本的考え方

国民年金業務における方向性

- 研究会等にて、構成員の合意形成を図りながら、国民年金システムに係る標準仕様書を作成する。（令和4年夏頃までを予定）
- 各システム事業者（※1）は、標準仕様書に記載された機能を搭載したシステムを構築する。
- 地方自治体は、システム更新時期を踏まえつつ、令和7年度までを目標時期として導入する。その際、各地方自治体が原則としてカスタマイズせずに利用する姿を実現する。

※1 事業者間の競争環境を確保。各社が標準システムを自由に提供し、競争環境の中で、各地方自治体が各社の製品を自由に選択可能となる姿を目指す。いずれは、全国的なサービスとしてLGWAN等のクラウド上でパッケージシステムの提供サービスを実施することが推奨される。

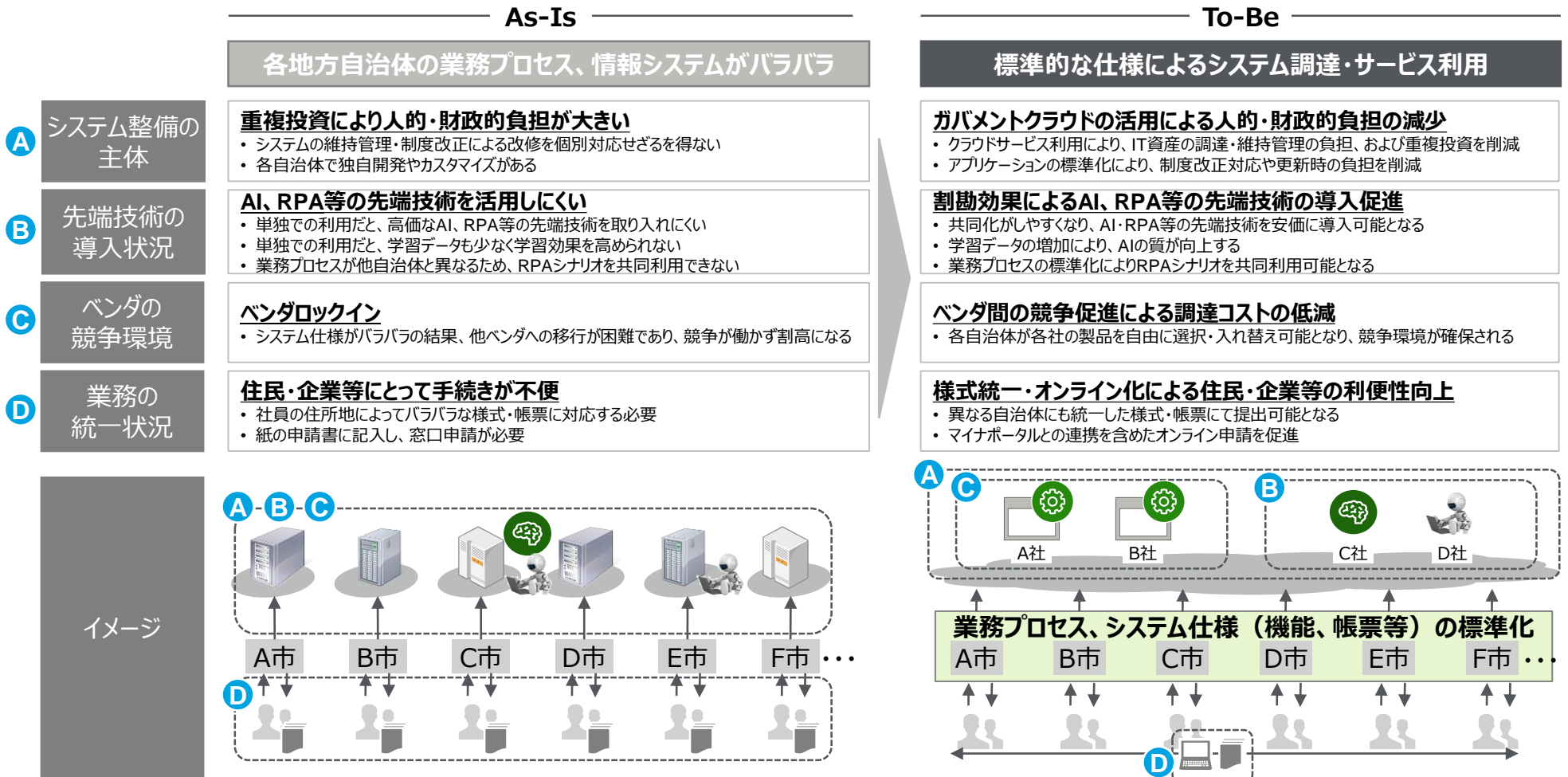
国民年金業務における方針

- 対象団体：全ての市区町村。
- 対象事務：法定受託事務および一部の協力連携事務を対象とする。
- 標準仕様書の取り扱い：住民記録システム標準仕様書で検討されている標準準拠の基準（※2）と同様とする。異なる取り扱いを行う場合は、研究会等において議論を行い、明らかにする。

※2 標準化対象範囲において定義すべき機能について、「実装すべき機能」、「実装しない機能」、「実装してもしなくても良い機能」の3類型に分類し、可能な限り類型のいずれかに該当するか分類をした上で、定義すべき機能の範囲内で分類されていない機能は、カスタマイズ抑制、事業者間移行の円滑化の観点から、実装しない機能と同様のものとして位置付ける。

3. 業務プロセス・情報システム標準化の目指す姿（目的）

業務プロセス・情報システム標準化の取組は、各地方自治体でバラつきのある業務フローや利用機能・帳票を統一することで、調達コスト低減、IT人材不足の解消、住民サービス向上及び行政の効率化を進めることを目的としています。



4. 業務プロセス・情報システム標準化の検討対象業務

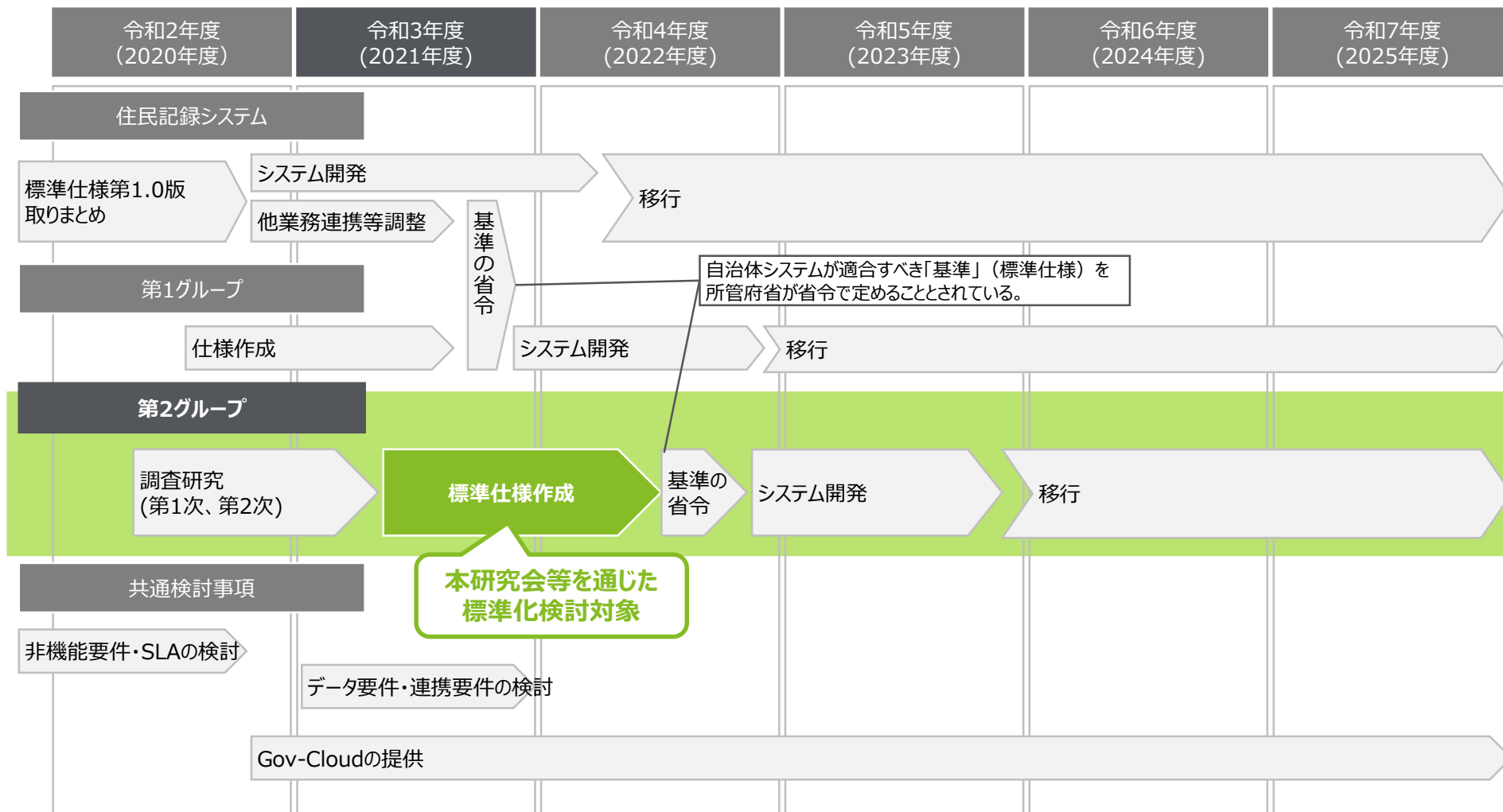
業務プロセス・情報システム標準化対象として挙げられている17業務のうち、本研究会等を通じた標準化検討対象は第2グループに属する国民年金業務となります。

地方自治体の業務プロセス・情報システム標準化の検討対象業務



5. 業務プロセス・情報システム標準化の全体スケジュール概要

令和3年5～8月に実施した各種調査結果も踏まえ、令和3年度中に標準仕様案をとりまとめる必要があります。



参考資料

地方自治体の業務プロセス・情報システムの標準化の取組経緯

日付	概要
令和元年8月	自治体システム等標準化検討会（総務省）検討開始 ※住民基本台帳事務
令和元年10月10日	令和元年第8回経済財政諮問会議
令和元年12月19日	新経済・財政再生計画改革工程表2019 経済財政諮問会議決定 ※住民基本台帳事務以外の事務（地方税分野を含む）について、令和2年度以降標準化に取り組む旨明記あり。
令和元年12月20日	デジタル・ガバメント実行計画閣議決定 ※住民基本台帳事務以外の事務（地方税分野を含む）について、令和2年度以降標準化に取り組む旨明記あり。
令和2年2月21日	地方自治体業務プロセス・情報システム標準化等に関する関係府省会議（第1回）開催（内閣官房IT総合戦略室）
令和2年2月26日	地方自治体業務プロセス・情報システム標準化等に関する関係府省会議幹事会（第1回）開催（内閣官房IT総合戦略室）
令和2年12月18日	新経済・財政再生計画改革工程表2020 経済財政諮問会議決定
令和2年12月25日	デジタル・ガバメント実行計画改定閣議決定
令和3年9月1日	地方公共団体情報システムの標準化に関する法律 施行 ※標準化の対象範囲、技術基準の策定等を規定

12 地方公共団体におけるデジタル・ガバメントの推進

(1) 地方公共団体における業務プロセス・情報システムの標準化の推進

(◎内閣官房、◎総務省、内閣府、文部科学省、厚生労働省、関係省庁)

地方公共団体における情報システム等の共同利用、手続の簡素化、迅速化、行政の効率化等を推進するため、地方公共団体の業務プロセス・情報システムの標準化に取り組む。

具体的には、内閣府、総務省、文部科学省及び厚生労働省は、2020年度（令和2年度）に、部内の検討体制を整備の上、市町村が情報システムを構築している地域情報プラットフォーム標準仕様又は中間標準レイアウト仕様で示されている業務（児童手当（内閣府）、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税及び軽自動車税（総務省）、就学（文部科学省）、国民健康保険、国民年金、障害者福祉、後期高齢者医療、介護保険、生活保護、健康管理及び児童扶養手当（厚生労働省）並びに子ども・子育て支援（内閣府、厚生労働省））について、行政サービスの利用者の利便性向上並びに行政運営の簡素化及び効率化に立ち返った業務改革（BPR）の徹底を前提に業務プロセス・情報システムの標準化を進める。各府省は以下の事項に取り組み、住民記録、地方税、福祉など、地方公共団体の主要な17業務を処理するシステム（基幹系システム）の標準仕様を、デジタル庁が策定する基本的な方針の下、関係府省において作成する。

これを通じ、「（仮称）Gov-Cloud」の活用に向けた検討を踏まえ、各事業者が標準仕様に準拠して開発したシステムを地方公共団体が利用することを目指す。このため、地方公共団体の情報システムの標準化・共通化を実効的に推進するための法律案を、2021年（令和3年）通常国会に提出する。その上で、国が財源面（移行経費等）を含め主導的な支援を行う。

その際には、「（仮称）Gov-Cloud」の利用に応じた地方公共団体の負担の在り方について合わせて検討する。また、目標時期を2025年度（令和7年度）とし、それに向け地方公共団体が対応に向け準備を始められる環境をつくる。その際、17業務の標準化並びに共通化について、地方公共団体が処理する事務が適切かつ効率的に行われるように、それぞれの事務ごとに詳細な検討を深めた上で、デジタル庁が整備方針や標準化法の基本方針の下に全体を調整しつつ推進する。

なお、取組においては、多様な地方公共団体の実情や進捗をきめ細かく把握し、丁寧に意見を聴いて進めるとともに、地方公共団体にわかりやすく目標・取組・スケジュールなどの段取りを示し、適時・適切に調整しつつ、住民サービスの安定・向上と、地方公共団体業務の円滑化・効率化を旨として、推進する。

①住民記録（総務省）

住民記録システムについては、2020年9月に標準仕様書（第1.0版）を取りまとめたところであるが、他の業務の標準化の状況等を踏まえ、必要に応じて標準仕様書（第1.0版）を改定する。

②地方税（固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税）、選挙人名簿管理（総務省）

固定資産税、個人住民税等の基幹税務システムについては、「地方自治体業務プロセス・システム標準化等に関する関係府省庁連絡会議」の方針を踏まえ、2021年（令和3年）夏までに標準仕様書を作成する。

選挙人名簿管理に係るシステムについては、2022年（令和4年）夏までに標準仕様書を作成する。

③社会保障（厚生労働省）

国民健康保険に係る業務支援システムは、標準システムの導入意義や効果を広く周知するとともに、導入地方公共団体を広げるための機能改善を図るほか、公開されている設計書等について記載の粒度や活用実績等を踏まえ、2022年（令和4年）夏までに標準仕様書の見直しを行う。

介護保険、障害者福祉に係る業務支援システムは、2021年（令和3年）夏までに標準仕様書を作成する。

児童扶養手当、生活保護、後期高齢者医療、国民年金、健康管理に係る業務支援システムについても、2022年（令和4年）夏までに標準仕様書を作成する。

④教育（文部科学省）

就学に係る学齢簿作成、就学援助認定等のシステムは、2021年（令和3年）夏までに標準仕様書を作成する。

⑤児童手当（内閣府）、子ども・子育て支援（内閣府・厚生労働省）

児童手当、子ども・子育て支援に係る業務支援システムについては、2022年（令和4年）夏までに標準仕様書を作成する。

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律概要（令和3年9月1日施行）

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律の概要

趣旨

国民が行政手続において情報通信技術の便益を享受できる環境を整備するとともに、情報通信技術の効果的な活用により持続可能な行政運営を確立することが国及び地方公共団体の喫緊の課題であることに鑑み、地方公共団体情報システムの標準化について、基本方針及び地方公共団体情報システムに必要とされる機能等についての基準の策定その他の地方公共団体情報システムの標準化を推進するために必要な事項を定める。

概要

① 情報システムの標準化の対象範囲

- 各地方公共団体における事務の処理の内容の共通性、住民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化の観点から、標準化の対象となる事務を政令で特定

※ 児童手当、住民基本台帳、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、就学、国民健康保険、国民年金、障害者福祉、後期高齢者医療、介護保険、生活保護、健康管理、児童扶養手当、子ども・子育て支援

② 国による基本方針の作成

- 政府は、地方公共団体の情報システムの標準化の推進について、基本方針を作成
- 内閣総理大臣、総務大臣及び所管大臣が、関係行政機関の長に協議、知事会・市長会・町村会等から意見聴取の上、方針案を作成

③ 情報システムの基準の策定

- 所管大臣は、①の事務の処理に利用する情報システムの標準化のための基準（省令）を策定
- 内閣総理大臣及び総務大臣は、データ連携、サイバーセキュリティ、クラウド利用等各情報システムに共通の事項の基準（省令）を策定
- 策定時に地方公共団体等の意見反映のための措置を実施

④ 基準に適合した情報システムの利用

- 地方公共団体が①の事務の処理に利用する情報システムは、③の省令で定める期間内に基準に適合することが必要
- ①の事務と一体的に処理することが効率的である場合に、基準に適合する情報システムの機能等について、①の事務以外の事務を処理するために必要な最小限度の追加等が可能

⑤ その他の措置

- 地方公共団体は、国による全国的なクラウド活用の環境整備の状況を踏まえつつ、当該環境においてクラウドを活用して情報システムを利用するよう努める。
- 国は、標準化のために必要な財政措置を講ずるよう努めるとともに、地方公共団体が基準への適合を判断するための支援等を実施

⑥ 施行期日

- 令和3年9月1日